

水戸市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地域コミュニティにおいて町内会・自治会が重要な役割を担うものであることに鑑み、町内会・自治会の活動の活性化に関し基本理念を定めるとともに、市、町内会・自治会、市民、事業者等の責務を明らかにすることにより、町内会・自治会の活動の活性化を推進し、もって市民が相互につながり、支え合いながら、将来にわたり安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内会・自治会 市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。
- (2) 地区会 おおむね小学校区ごとに町内会・自治会及びその他の公共的団体等をもって構成する団体をいう。
- (3) 水戸市住みよいまちづくり推進協議会 本市における地域コミュニティ活動の総合的な推進を目的として各種事業を実施する団体であつて、地区会をもって構成するものをいう。
- (4) 市民 市内に住所又は居所を有する者をいう。
- (5) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体及び個人事業主をいう。

(基本理念)

第3条 町内会・自治会の活動の活性化に当たっては、次の各号に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 市民が相互に交流を深め、支え合い、協力しながら、地域社会の一員として自主的かつ主体的に活動するものであること。
- (2) 市民の多様な価値観及び自主性を尊重するものであること。

(市の責務)

第4条 市は、水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会と連携しながら、町内会・自治会の活動の活性化のための総合的な施策を推進するものとする。

2 市は、前項の施策を推進するに当たっては、市民並びに町内会・自治会、水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会の意見を十分に反映するものとする。

(町内会・自治会の責務)

第5条 町内会・自治会は、基本理念にのっとり、地域コミュニティにおける中心的な担い手として、町内会・自治会の活動を推進するものとする。

2 町内会・自治会は、市民の自発的な加入を促進するように努めるものとする。

3 町内会・自治会は、その活動が市民及び事業者にとって参加し、及び協力しやすいものとなるように努めるものとする。

4 町内会・自治会は、その運営について透明性の向上を図り、市民にとって分かりやすい開かれたものとなるように努めるものとする。

5 町内会・自治会は、地域コミュニティを担う人材の育成に努めるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、地域社会の一員であることを認識し、町内会・自治会に加入するように努めるものとする。

2 市民は、町内会・自治会の活動が地域の結びつきを強めるものであることを認識し、その活動に積極的に参加するように努めるものとする。

3 市民は、町内会・自治会の活動を通じて地域社会の課題の解決に主体的に取り組むように努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、地域社会の一員であることを認識し、町内会・自治会の活動への参加及び協力に努めるものとする。

2 事業者は、水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会が実施する町内会・自治会への加入促進に関する事業に協力するように努めるものとする。

3 事業者のうち、住宅の販売、賃貸、建築又は管理を行うものは、当該住宅を購入し、又は賃借しようとする者の地域の町内会・自治会への加入の促進及び町内会・自治会の設立のための支援に努めるものとする。

(水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会の責務)

第8条 水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会は、市民の自発的な町内会・自治会への加入の促進及び町内会・自治会の設立のための積極的な支援を行うものとする。

2 水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会は、町内会・自治会に対する市民の理解と関心を深め、町内会・自治会の活動への参加を促進するための積極的な支援を行うものとする。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

水戸市長 高 橋 靖